

## 第 63 号

## 平成24年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ619,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業収入		千円 561,543	千円 58,250	千円 619,793
	1 分担金及び負担金	155,621	13,750	169,371
	2 国庫支出金	5,000	27,500	32,500
	4 県債	154,000	17,000	171,000
歳入合計		561,543	58,250	619,793

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		千円 561,543	千円 58,250	千円 619,793
	1 旧吉野川流域下水道事業費	561,543	58,250	619,793
歳 出	合 計	561,543	58,250	619,793

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	1 旧吉野川流域下水道事業費	旧吉野川流域下水道建設事業費	千円 58,250

第3表 地方債補正

## 1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
旧吉野川流域下水道事業	千円 154,000	千円 171,000

## 第 66 号

## 平成24年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ244,926千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ659,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用度事業収入		千円 904,840	千円 △244,926	千円 659,914
	1 財産収入	200	△200	0
	2 繰越金	12,866	△3,367	9,499
	3 諸収入	891,774	△241,359	650,415
歳入合計		904,840	△244,926	659,914

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 904,840	千円 △244,926	千円 659,914
	1 用 度 事 業 費	904,840	△244,926	659,914
歳 出	合 計	904,840	△244,926	659,914

## 第 67 号

## 平成24年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,096,568千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興資金収入		千円 3,596,568	千円 △500,000	千円 3,096,568
	1 繰越金	1,926,854	△500,000	1,426,854
歳入	合計	3,596,568	△500,000	3,096,568

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興資金貸付金		千円 3,596,568	千円 △500,000	千円 3,096,568
	1 市町村振興資金貸付金	3,596,568	△500,000	3,096,568
歳 出	合 計	3,596,568	△500,000	3,096,568

## 第 68 号

## 平成24年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ272,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 267,811	千円 4,276	千円 272,087
	1 繰 入 金	233,316	6,723	240,039
	2 諸 収 入	34,495	△2,447	32,048
歳 入	合 計	267,811	4,276	272,087

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 267,811	千円 4,276	千円 272,087
	1 早明浦ダム建設事業金 都市用水負担金	72,248	△5,745	66,503
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	49,188	32,154	81,342
	3 旧吉野川河口堰建設事業金 都市用水負担金	146,375	△22,133	124,242
歳 出	合 計	267,811	4,276	272,087

## 第 69 号

## 平成24年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,027千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子寡婦福祉資金収入		千円 220,277	千円 △60,027	千円 160,250
	2 繰越金	114,267	△71,412	42,855
	3 諸収入	103,010	11,385	114,395
歳入合計		220,277	△60,027	160,250

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子寡婦福祉資金貸付金		千円 220,277	千円 △60,027	千円 160,250
	1 母子寡婦福祉資金貸付金	220,277	△60,027	160,250
歳 出	合 計	220,277	△60,027	160,250

## 第 70 号

## 平成24年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,217千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,923,204千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 112,849,987	千円 73,217	千円 112,923,204
	1 繰入金	56,716,600	27,773	56,744,373
	2 繰越金	62,921	49,696	112,617
	3 諸収入	56,070,466	△4,252	56,066,214
歳入合計		112,849,987	73,217	112,923,204

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 112,849,987	千円 73,217	千円 112,923,204
	1 中小企業・雇用対策事業費	112,849,987	73,217	112,923,204
歳 出	合 計	112,849,987	73,217	112,923,204

## 第 71 号

## 平成24年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199,212千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ688,296千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金収入		千円 887,508	千円 △199,212	千円 688,296
	1 繰越金	95,095	△76,754	18,341
	2 諸収入	792,413	△122,458	669,955
歳入合計		887,508	△199,212	688,296

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 887,508	千円 △199,212	千円 688,296
	1 中小企業近代化資金貸付金	887,508	△199,212	688,296
歳 出	合 計	887,508	△199,212	688,296

## 第 72 号

## 平成24年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,137千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,010千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 徳島ビル管理事業収入		千円 81,147	千円 △7,137	千円 74,010
	1 財 産 収 入	81,137	△7,137	74,000
歳 入	合 計	81,147	△7,137	74,010

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業費		千円 81,147	千円 △7,137	千円 74,010
	1 徳島ビル管理事業費	81,147	△7,137	74,010
歳 出	合 計	81,147	△7,137	74,010

## 第 73 号

## 平成24年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,370千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,493千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金収入		千円 66,863	千円 △26,370	千円 40,493
	2 繰越金	54,008	△28,190	25,818
	3 諸収入	12,050	1,820	13,870
歳入合計		66,863	△26,370	40,493

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 66,863	千円 △26,370	千円 40,493
	1 農業改良資金貸付金	66,863	△26,370	40,493
歳 出	合 計	66,863	△26,370	40,493

## 第 74 号

## 平成24年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97,625千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,723千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金収入		千円 103,348	千円 △97,625	千円 5,723
	1 繰入金	3,345	△2,942	403
	2 繰越金	79,295	△76,977	2,318
	3 諸収入	20,708	△17,706	3,002
歳入	合計	103,348	△97,625	5,723

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 103,348	千円 △97,625	千円 5,723
	1 林業改善資金貸付金	103,348	△97,625	5,723
歳 出	合 計	103,348	△97,625	5,723

## 第 75 号

## 平成24年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,955千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,028千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 146,983	千円 △9,955	千円 137,028
	1 財産収入	52,239	△1,921	50,318
	2 繰入金	92,124	△8,028	84,096
	3 繰越金	100	159	259
	4 諸収入	2,520	△165	2,355
歳入	合計	146,983	△9,955	137,028

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 146,983	千円 △9,955	千円 137,028
	1 県有林県行造林事業費	146,983	△9,955	137,028
歳 出	合 計	146,983	△9,955	137,028

## 第 76 号

## 平成24年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43,140千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 81,330	千円 △43,140	千円 38,190
	1 繰入金	1,328	△431	897
	2 繰越金	39,864	△37,426	2,438
	3 諸収入	40,138	△5,283	34,855
歳入合計		81,330	△43,140	38,190

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 81,330	千円 △43,140	千円 38,190
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	81,330	△43,140	38,190
歳 出	合 計	81,330	△43,140	38,190

## 第 77 号

## 平成24年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,268,987千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ827,395千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2,096,382	千円 △1,268,987	千円 827,395
	1 財 産 収 入	1,153,601	△983,887	169,714
	2 繰 入 金	940,100	△285,100	655,000
歳 入	合 計	2,096,382	△1,268,987	827,395

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 2,096,382	千円 △1,268,987	千円 827,395
	1 公用地公共用地取得事業費	2,082,284	△1,260,897	821,387
	2 土地開発基金積立金	14,098	△8,090	6,008
歳 出	合 計	2,096,382	△1,268,987	827,395

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 260,000

## 第 78 号

## 平成24年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成24年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57,288千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ562,505千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業収入		千円 619,793	千円 △57,288	千円 562,505
	1 分担金及び負担金	169,371	△29,703	139,668
	2 国庫支出金	32,500	△1,165	31,335
	3 繰入金	246,922	△25,420	221,502
	4 県債	171,000	△1,000	170,000

歳入合計	619,793	△57,288	562,505
------	---------	---------	---------

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		千円 619,793	千円 △57,288	千円 562,505
	1 旧吉野川流域下水道事業費	619,793	△57,288	562,505
歳出合計		619,793	△57,288	562,505

## 第2表 繰越明許費補正

## 1 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1 流域下水道事業費	1 旧吉野川流域下水道事業費	旧吉野川流域下水道建設事業費	千円 58,250	千円 59,342

## 第3表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
旧吉野川流域下水道事業	千円 171,000	千円 170,000

## 第 79 号

## 平成24年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ477,133千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,169,841千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 4,646,974	千円 △477,133	千円 4,169,841
	1 使用料及び手数料	631,506	7,528	639,034
	2 財産収入	167,575	194,910	362,485
	3 繰入金	1,350,000	△203,000	1,147,000
	4 諸収入	3,893	2,429	6,322

	5 県 債	2,494,000	△479,000	2,015,000
歳 入	合 計	4,646,974	△477,133	4,169,841

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 4,646,974	千円 △477,133	千円 4,169,841
	1 港湾等整備事業費	3,465,638	△33,797	3,431,841
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費	400,000	△232,000	168,000
	3 空港周辺整備事業費	781,336	△211,336	570,000
歳 出	合 計	4,646,974	△477,133	4,169,841

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 46,000
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費	臨海土地造成事業費	95,000
	3 空港周辺整備事業費	空港周辺臨海土地造成事業費	39,000

## 第3表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
徳島小松島港沖洲（外）地区整備事業	千円 400,000	千円 168,000
空港周辺整備事業	478,000	231,000
計	2,494,000	2,015,000



## 第 80 号

## 平成24年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,091千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252,363千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 326,454	千円 △74,091	千円 252,363
	1 国 庫 支 出 金	107,000	783	107,783
	2 財 産 収 入	865	△4	861
	3 繰 入 金	76,596	△75,096	1,500
	4 繰 越 金	100	225	325
	5 諸 収 入	141,893	1	141,894
歳 入	合 計	326,454	△74,091	252,363

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 326,454	千円 △74,091	千円 252,363
	1 奨学金貸付金	326,454	△74,091	252,363
歳 出	合 計	326,454	△74,091	252,363

## 第 81 号

## 平成24年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96,002千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,654,998千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証 紙 収 入		千円 3,751,000	千円 △96,002	千円 3,654,998
	1 証 紙 収 入	3,145,571	△178,014	2,967,557
	2 繰 越 金	605,429	82,012	687,441
歳 入	合 計	3,751,000	△96,002	3,654,998

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 3,751,000	千円 △96,002	千円 3,654,998
	1 他 会 計 繰 出 金	3,751,000	△96,002	3,654,998
歳 出	合 計	3,751,000	△96,002	3,654,998

## 第 82 号

## 平成24年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,736,333千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,938,667千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入		95,675,000 <sup>千円</sup>	△1,736,333 <sup>千円</sup>	93,938,667 <sup>千円</sup>
	1 繰入金	86,233,000	△36,333	86,196,667
	2 県債	9,442,000	△1,700,000	7,742,000
歳入合計		95,675,000	△1,736,333	93,938,667

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 95,675,000	千円 △1,736,333	千円 93,938,667
	1 公債費	95,675,000	△1,736,333	93,938,667
歳出合計		95,675,000	△1,736,333	93,938,667

## 第2表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
借換債	千円 9,442,000	千円 7,742,000

## 第 83 号

## 平成24年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ731,464千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,339,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給与振替収入		千円 31,071,251	千円 △731,464	千円 30,339,787
	1 給与振替収入	31,071,251	△731,464	30,339,787
歳 入	合 計	31,071,251	△731,464	30,339,787

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 31,071,251	千円 △731,464	千円 30,339,787
	1 給 与 費	31,071,251	△731,464	30,339,787
歳 出	合 計	31,071,251	△731,464	30,339,787